に



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

当日が県の休日に当たるときは休刊とする。

	•	目	 次	
規 則 ○身体障害者福祉法	施行細則の一部 かる	ケ正士ス相則 (陪字)	京初-津)	1
一身体障害有価征伝 告 示	ル1 m 対 の 一部 を ら	メエビダ♡放則(障音↑	田仙珠)	1
○特定計量器の定期○県道の供用の開始				3 4
公 告	,			
○建設業者の許可の監査委員事項	取消し(技術・建設	投業課)		4
	監査の事務を補助で	する者の氏名等		5
		 現	則	
身体障害者福祉法	— 施行細則の一部を引	女正する規則をここり		
平成30年6月26	目		沖縄県知事	翁 長 雄 志
沖縄県規則第58号			1.1. MR 21/ Vt 4	为4
	祉法施行細則の一部 施行細則(巫成5句	『 <mark>を改正する規則</mark> 『沖縄県規則第11号)	の一部を次のよう	こみ正する
7 件件音相抽性位				
第 2 号様式(2)中	②原因となった 突病・外傷名	交通 疾病	、労災、その他の事 、先天性、その他(「故、戦傷、戦災」を ()
Γ				
②原因となった 疾病・外傷名	交通、労災、そ 疾病、先天性、	の他の事故、戦傷、 その他(戦災、自然災害、	に改める。
第6号様式(1)中			-	
例)視覚 注意 1 性平衡失 節機能全 機能障害	障害(両目失明・視野狭窄 調等)、音声機能障害(吧 廃・左手指欠損等)、下財	国頭摘出・発声筋麻痺等)、 板能障害(右足部欠損・左	(両耳全ろう・語音明瞭度 言語機能障害(ろうあ・聴 膝関節著障等)、右半身麻	著障等)、平衡機能障害(中枢 あ等)、上肢機能障害(右肩関 痺、体幹機能障害、脳厳性運動 能障害等)を記入して下さい。
②原因となった 疾病・外傷名			交通、労災、その 疾病、先天性、そ	他の事故、戦傷、戦災・の他(
障害名に	は以下の()内の具体的	」な障害名(部位を明記)を	記載してください。	
				明瞭度著障等)、平衡機能障害 うあ・聴あ等)、上肢機能障害

さい。「指定医師必携障害名記載例参照」

(右肩関節機能全廃・左手指欠損等)、下肢機能障害(右足部欠損・左膝関節著障等)、右半身麻痺、体幹機能障害、脳 厳性運動機能障害(上肢・移動)、内部障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸機能障害等)を記入してくだ

		5⊞ B⊟ 5	H + T				矯正視力			
-	 右眼	裸眼科	兄刀	×	D			D	Ах	0
-				×	D		су l су l	D	A x	0
ア		予の評価 対象の	(I/4)		下	外下	外	外上	合計	7
右										度 (≦80)
左										度 (≦80)
イ		予の評価 内上	(I/2) 内	内下	下	外下	外	外上	合計	J
. Г	上	1 1 1			, 					1 .
右		1 1-1-			,				1	度
右 左	Т.								① ②	度度
左 左 神 礼	可眼中角 中角 野 利 明 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊 刊	(I/2) † けの評価	①と②(のうち大き	い方) (×3 +		のうち小さ	さい方))/4		-
左 同 (2) ア	可眼野 电子型 电电子电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电	(I/2) † 予の評価 女エスター	①と②((ーマンデ	のうち大き	い方)(×3 + 退開放視記		のうち小さ) /4		度
左 同 (2) ア	可眼野 电子型 电电子电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电电子 电	(I/2) + 予の評価 女エスター	①と②((ーマンデ	のうち大き スト 両E プログラム)	い方)(×3 + 退開放視記		のうち小さ) /4		度
左 同 (2) ア	斯里斯 動周 市中中角 視辺眼 心度 野視期 心見 野視期 心間 中心 見 野祖 別 祖 別 祖 祖 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田 田	(I/2) + かい評価 かなアの評価 の評価 点	①と②の (ーマンデ (10-2プ	のうち大き スト 両E ログラム)	い方)(×3 + 退開放視記		のうち小さ) /4		度
左 同 (2) ア	斯見 中角 根野 動周両 中角 規辺眼 心度 野視財 で の で の の の の の の の の の の の の の	(I/2) + か評価 タエス評価 チの評価 点 点	①と②の (ーマンテ (10-2プ (≧26dE (≧26dE	のうち大き スト 両E ログラム)	い方)(× 3 + 退開放視記	忍点数)/4		度

眼底

視野コピー

貼付

(注) ゴールドマン型視野計を用いた視野図を添付する場合には、どのイソプタが I/4 の視標によるものか、I/2 の視標によるものかを明確に区別できるように記載すること。

附則

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

告示

沖縄県告示第287号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成30年6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 指定の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
竹富町字上原、字 西表及び字白浜	平成30年8月8日 (水曜日) 午後零時から午後3時まで	中野わいわいホール
竹富町字南風見、 字南風見仲及び字 古見		竹富町離島振興総合セ ンター

竹富町字竹富	平成30年8月10日 で	(金曜日)	午後1時30分から午後3時ま	竹富島まちなみ館
石垣市	平成30年8月14日 分まで	(火曜日)	午前9時30分から午前11時30	宮良公民館
	平成30年8月14日 分まで	(火曜日)	午後1時30分から午後3時30	白保公民館
	平成30年8月16日 で	(木曜日)	午前9時30分から午後4時ま	石垣市IT事業支援センター
	平成30年8月17日 で	(金曜日)	午後1時30分から午後4時ま	石垣市健康福祉セン ター
石垣市字川平、字 崎枝及び字桴海	平成30年8月20日 分まで	(月曜日)	午前10時30分から午後1時30	川平公民館
石垣市字平得(開 南地区)、字大浜 (川原地区)、字 名蔵及び字真栄里 (於茂登地区)		(月曜日)	午前10時30分から午後3時30	川原公民館
石垣市	平成30年8月29日 分まで	(水曜日)	午後1時30分から午後4時30	石垣市公設市場
石垣市字桃里、字 野底、字伊原間及 び字平久保		(金曜日)	午前10時30分から午後3時30	伊野田公民館
石垣市	平成30年9月4日 分まで	(火曜日)	午前9時30分から午後3時30	沖縄県八重山合同庁舎1階第1会議室

2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期	期日	検査場所
石垣市及び竹富町 (字黒島、字小浜 及び字波照間を除 く。)	平成30年8月8日(水曜日)だまで	から同年12月26日(水曜日)	特定計量器の取り付け てある土地又は建物そ の他工作物の所在の場 所

沖縄県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県八重山土木事務所において、平成30年6月26日から同年7月9日まで一般の縦覧に供する。

平成30年6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 与那国島線
- 2 供用開始の区間 与那国町字与那国4806番3から与那国町字与那国4793番5まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月26日

<i>/</i> .\	生
\mathcal{L}	

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消し

公 報

た。

平成30年6月26日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1(1) 処分をした年月日 平成30年6月1日
 - (2) 商号名 ヨナハ工務店
 - (3) 代表者名 与那覇拓
 - (4) 所在地 浦添市牧港二丁目56番1710号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-27) 第12910号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成30年6月1日
 - (2) 商号名 大喜工業
 - (3) 代表者名 喜屋武久
 - (4) 所在地 沖縄市泡瀬二丁目 9番20号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第13132号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成30年6月7日
 - (2) 商号名 協新組
 - (3) 代表者名 宇栄原宗清
 - (4) 所在地 那覇市与儀2丁目9番45号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第8248号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月16日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年6月7日
 - (2) 商号名 新城畳店
 - (3) 代表者名 新城喜信
 - (4) 所在地 沖縄市南桃原二丁目15番1号
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-29) 第11216号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年6月7日
 - (2) 商号名 金城興業
 - (3) 代表者名 金城譲治
 - (4) 所在地 糸満市字兼城347番地7
 - (5) 許可番号 沖縄県知事 許可 (般-28) 第12948号
 - (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
 - (7) 処分の原因となった事実 平成30年5月17日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の 届出があった。

監査委員事項

沖縄県監査委員告示第1号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。 平成30年6月26日

 沖縄県監査委員
 當
 間
 秀
 史

 沖縄県監査委員
 鈴
 木
 啓
 子

 沖縄県監査委員
 西
 銘
 純
 恵

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
田村ゆかり	西原町字小那覇329番地の6ザ・プレース西原テラス2号地
中尾義孝	那覇市松島2丁目1番地1ライオンズマンション松島701
横井理人	那覇市真嘉比1丁目12番14号オーガスタマンション402
伊川孝枝	那覇市壺川1丁目3番地8セレーノ・T302
今福聡	那覇市字小禄183番地スカイヒルM B-3

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間 平成30年6月26日から 平成31年3月31日まで

> 発行所 沖縄県総務部 ※※私学課

> **総務私学課** 電話番号 098-866-2074

印 刷 所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号